

核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

●発行所

NPO 法人ピースデポ(平和資料協同組合)/PCDS(太平洋軍備撤廃運動)
Pacific Campaign for Disarmament and Security
〒223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリューネ102号
TEL:045-563-5101 FAX:045-563-9907 E-mail:peacedepot@y.email.ne.jp
<http://www.jca.apc.org/peacedepot/>

毎月2回1日、
15日に発行。

1996年4月23日第三種郵便物認可

●編集責任者 梅林宏道 ●郵便振替 口座番号:00250-1-41182 加入者名:特定非営利活動法人ピースデポ

114・5 00/5/15

¥200

NPT再検討会議で論戦

「究極の目標」は逃げ道

新アジェンダ連合が核兵器国に対して攻勢

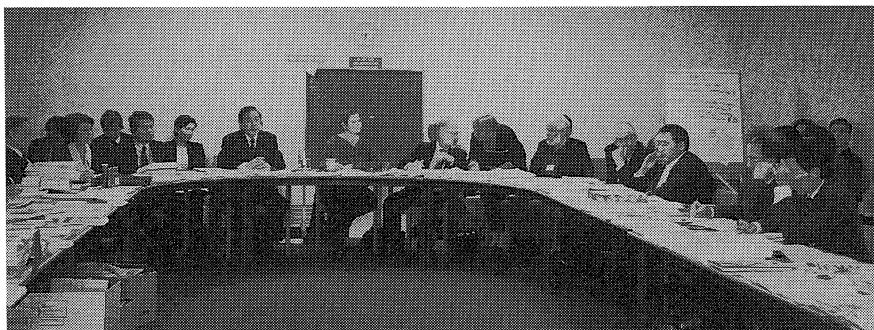
4月24日から核不拡散条約(NPT)再検討会議が、ニューヨークの国連本部内で始まった。会議は冒頭から、核廃絶への明確な政治的意志表明を求める新アジェンダ連合と、これに押されながら「究極の目標」というレトリックでこれをかわそうとする核兵器国の対立という形で、実質的な議論が始まっている。日本政府は核兵器国に逃げ道を与える役割を果たしている。

順調な滑り出し

再検討会議は、実質的な議論で順調な滑り出しをみせた。会議は、全体会議のほか、主要委員会(MC)Ⅰ(核軍縮)、Ⅱ(保障措置、非核地帯、地域問題)、Ⅲ(原子力エネルギー)に分かれている。過去3年間の準備委員会での主要争点であった核軍縮と中東問題について集中的に議論するために、MCⅠの下に下部機関1(核軍縮の実際的措置)が、MCⅡの下に下部機関2(中東問題)が置かれた。

会議全体の議長はアルジェリアのバーリ大使。各委員会の議長は、MCⅠにはコロンビア、下部機関1にはニュージーランド、MCⅡにはポーランド、下部機関2にはカナダ、MCⅢにはフィンランドの大天使がそれぞれ任についた。会議後半で文書起草に集中する起草委員会の議長には、ハンガリー大使がついた。

アナン国連事務総長は会議冒頭の演



NGOの意見発表後の、政府代表とNGOの意見交換会(5月3日)

説で、ロシア下院による第2次戦略兵器削減条約(STARTⅡ)や包括的核実験禁止条約(CTBT)の批准を歓迎しながらも、核軍縮交渉の停滞に不満を表明し、「多国間の軍縮交渉の機関がさびついているのは、機関そのものに原因があるのではなく、機関を動かそうとする明確な政治的意志が欠如していることが問題なのだ」と指摘した。

民主党: 核兵器政策を発表

核管理問題小委員会を中心に検討されてきた民主党の核兵器政策が、核不拡散条約(NPT)再検討会議をまえに、4月18日に発表された。最大野党の核兵器政策が系統的に提示されたことの意味は大きい。これまで、市民にとってそれを理解する手がかりがなかった。

米国の核兵器の第一使用(先制使用)の禁止要求、東北アジア非核地帯設立などが含まれている。本誌3ページに論評、4~5ページに全文を掲載。

空母母港史の真相
連載IV
◆7ページ

新アジェンダ連合と核兵器国

新アジェンダ連合(NAC)は会議冒頭から、核兵器国に対して力強く攻勢に出た。会議初日にメキシコ大使は、NAC7カ

2ページへつづく ➡◆

国（メキシコ、ブラジル、エジプト、アイルランド、ニュージーランド、南アフリカ、スウェーデン）を代表して、核軍縮をテーマにした作業文書を提出した（6ページに全文）。これは、昨年の国連総会でのNAC提出の決議を下地にした内容で、その核心は主文第1節の「5つの核兵器国は、保有核兵器の完全廃棄を達成」する「明確な誓約を行う」という要求にある。

核兵器国は、この強い要求を予想していた。米国は、自国がNPT第6条の軍縮義務を果たしていると主張するために、核兵器削減の数値やデータについて声明や文書を出したり、会議場内にパネル展示をしたり、カラフルなパッケージを配布したりした。5月1日には、フランス大使が5核兵器国との共同声明（P5声明）を発表した。声明は、「核兵器の完全な廃棄という究極の目標について明確に誓約する」と述べた。

NACはただちに反論した。翌2日のMCIで、メキシコ大使はNACの共同声明を出し、「P5声明は核軍縮に関する我々の期待にこたえるものではない」、「核兵器の完全な廃棄は、義務であり、優先事項なのであって、究極の目標ではない」と述べた。非同盟運動諸国（NAM）も同日、同様の立場をインドネシア大使が代表して述べた。

逃げ道与える日本

ここで注目したいことは、「究極の目標」といういわば核兵器国との「逃げ道」を与えていたのが日本であるという事実である。核兵器の廃棄を「究極の目標」とする表現は、94年に日本が国連総会にじめて提出した核軍縮決議（「究極的核廃絶決議」）の中で初登場し、その後、95年のNPT会議で採択された「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」文書に盛り込まれた。以後、日本は毎年の国連総会で、この「原則と目標」と同じ文言をすることによって、反対票ゼロで「究極的核廃絶決議」を採択させている。

今回のP5声明は、5年前の「原則と目標」と同じ文言について「明確に誓約する」としたものである。NACやNAMは、これでは不十分だとする。NAMは、その根拠として、「原則と目標」より一歩進んだ、翌96年の国際司法裁判所（ICJ）の「核軍縮交渉を誠実におこない完結する義務がある」とする勧告的意見を挙げてい

る。日本政府代表は、NGOに対する説明の中で、「P5声明は十分ではないが評価できる」、「ICJの意見は承知しているが、それは横に置いて、現実的に可能なことを考えたい」と述べている。（ピースデポに対する説明などから。ピースデポの日本政府に対する申し入れ文は下に全文。）

NGOのプレゼンス

会議周辺でのNGOのとりくみは、「アボリション2000」のネットワークを中心としたがらも、多様な形で広がっている。ニュージーランドとカナダの政府代表団の中に

登 誠一郎 軍縮大使様

申し込み

私たち「ピースデポ」は、非軍事的な手段による平和構築に資する調査・研究・教育活動にとり組む特定非営利活動（NPO）法人です。とりわけ、核軍縮問題に力を注いでまいりました。日本の被爆体験を人類全体への警告とともに、その体験を核兵器廃絶のために活かすことが、日本人が人類に対して負っている責任であると考えるからです。毎月2回「核兵器・核実験モニター」を発刊するとともに、年鑑「核軍縮と非核自治体」を発行しています。

さて、NPT再検討会議への日本政府の積極的なり組みにまず敬意を表します。

私たちは、4月24日の開会以来、ニューヨークと横浜で同時並行的に、この会議に対する各政府の主張やNGOの活動を注視していました。ニューヨークでの直接的情報と報道機関を通して日本の一般市民が受け取る情報の、両方に接してきたことになります。そのなかで、本会議における日本政府の今後の役割について、以下の2点が重要と考え、ここに申し入れる次第です。

（1）仲介役ではなく、推進役を。

私たちは、日本政府がNPT参加諸国間の団結と協調の必要性をことさらに強調し、日本がそのための調停役になることが適切であるかのような論調が作られていることに、いささかの危惧を感じています。

団結や協調が大切であることは言うまでもないことです。しかし、NPT条約のもとにおける義務を履行しない国があるとき、それを正当に批判し条約の公正な運用を求めることが、「団結を壊す」行為ではないし「非協調的」態度ではないはずです。公正な運用が保証されなければ、そのことによってNPTの団結は崩れ、NPTは死に体になるでしょう。NPT体制の内部に正義が実現するために、事実に基づく厳しい議論がまず優先されるべきです。

核兵器国に第6条履行の再誓約とそれを実行するための「段階的」措置を強く求める「新アジェンダ連合」などの諸国と、言を左右にして核軍縮義務の誠実な履行を延期している米国などの核兵器国があいだに立って、調停役に立つような態度を、被爆国日本が最初からとてはならないと私たちは考えます。

最終局面において、調停役となるべき国の登場が求められる局面がないとは言えないでしょう。条約体制の正義のために真

摯な論戦をしてきた国こそ、そういう場面で調停役になれるのではないか。被爆国日本は、そのような国になって欲しいと思います。

（2）国際司法裁判所（ICJ）の勧告的意見に留意すること。

日本政府も、核兵器国が第6条を履行することの必要性について言及しています。しかし、ICJが勧告的意見において、裁判官全員一致の見解として「すべての側面での核軍縮に導く交渉を誠実に行いかつ完結させる義務が存在する」と第6条の意味を明確にしたことを、日本政府はことさら無視しているように見受けられます。「核軍縮に関する効果的な措置に関する」交渉のみならず、核兵器廃棄のための条約の交渉が誠実に追求されなければならないのです。

その条約は、日本政府が強調されるステップ・バイ・ステップの効果的措置を当然含むものになるでしょう。核兵器完全廃棄への道が、最初から一本道である必要もないでしょう。進展の過程で優先順位が再検討される可能性を残した条約の作り方も可能です。ともかくも包括的な道を示すための交渉が始まることが、NPT体制の安定化には絶対に必要なことであると、私たちは考えます。この総論を確認するような発言を、NPT再検討会議のなかで、日本政府がぜひしていただきたいと要望します。

私たちが見るところ、新アジェンダ連合のような積極的な国々の登場をまえにして、日本の市民は、日本政府の核軍縮政策の弱さに苛立ちを強いています。最近、外務省の方々と日本のNGOとの対話の機会が増えているのは、このような市民の感じ方に直接に接していただく好い機会になっていると、私たちは歓迎しています。

そこで、軍縮大使に一つの提案を致したいと思います。ちょうどカナダ政府が行っているように、軍縮大使の帰国の機会をとらえて、少なくとも年に一回のNGOとの対話フォーラムを持っていただけないでしょうか。開催の具体的な形態については、NGOとの折衝によって合意できると、私たちは考えます。

この点、ぜひ検討をお願いいたします。

2000年5月1日 ピースデポ

は、国際NGO「中堅国家構想」(MPI)の運営委員が公式に参加している。5月1日にはNACがNGOに対して、NACの作業文書の趣旨を説明し意見交換をする場がもたれた。「平和と自由のための国際婦人連盟(WILPF)」のプロジェクトが主催する懇親会には、多数のNGO活動家にまじって、バーリ議長をはじめ、各区政府代表も顔を見せている。

5月3日におこなわれた会議場でのNGO15人の意見発表は、3時間の枠としては過去3年間の準備委員会と変わらないものであった。終了直後に小部屋で政府代表とNGOの意見交換会がもたれた。米国、英国、日本、オーストラリア、カナダ、スイスなどの政府代表が参加した。会議場でNGOのトップ・バッターとして「核兵器全面禁止条約の早期締結に向けて交渉を始めるべき」と力強く訴えた伊藤一長長崎市長は、この場で「P5声明はきわめて不十分」と明確に述べた。

伊藤市長はまた、11月下旬に開催する「核兵器廃絶! 地球市民集会ナガサキ」への参加を呼びかけた。4月30日の総会でアボリション2000は同集会を公式に支持することを決めていた。

ミサイル防衛に強い関心

会議に集まったNGO活動家の関心の多くは、米国の弾道ミサイル防衛構想に注がれていた。アン総長は、米国の国土ミサイル防衛(NMD)配備を、「戦略的安定の基礎とされてきた対弾道ミサイル・システム(ABM)条約を弱体化する」ものとして懸念を表明した。米国のNGOは、6月26日に予定されている次のNMD実験に対する世界的な注目を呼びかけると同時に、配備決定の時期を念頭に10月7日を「宇宙の軍事化に抗議する国際行動デー」と設定している。日本と米国による戦域ミサイル防衛(TMD)とNMDの関連についての懸念表明も散見された。(川崎哲) M

国会レポート

第147回通常国会

衆議院・参議院(2000.2.27~4.1)

(作成:佐藤毅彦)

*平和・安全保障問題関連審議のあった委員会を列挙します。国会図書館のホームページですべての国会会議録(93年1月22日以降)を閲覧できます。会議終了後2~3週間で利用できます。

<http://www.ndl.go.jp/>

民主党の核兵器政策を歓迎する

梅林宏道

4月18日、民主党は「民主党核政策—核の脅威のない世界を目指して」と題する核兵器政策を発表した。

断るまでもないことであるが、ピースデポはいかなる政党とも、特別の関係を持つものではない。しかし、まずは何よりも最大野党の核兵器政策が発表されたこと自体を心から歓迎したい。これは、二つの意味において大きな意味をもっている。

第一に、日本政府の核軍縮外交が、議会をまったく気にせずに、ほとんど真空状態で展開されてきた現状があった。それが変わるための最低限の条件が生まれたのである。

NPT(核不拡散条約)再検討会議の最中に、ニューヨークで登誠一郎軍縮大使と面会した。そのとき、この真空状態を象徴するできごとを経験した。別れ際に民主党の核兵器政策の英語版を見せながら、それを話題にしたときのことである。登大使は「Democratic Party of Japan」(民主党の英語名)って何ですか?と尋ねた。ジュネーブに拠点を置き、日本の軍縮外交のすべてを掌握する大使が、日本の最大野党の名前を知る必要がなかったのである。同席していた「中堅国家構想(MPI)」のロバート・グリーン

氏(英)は、このやりとりを知って唸った。

第二に、日本の市民が最大野党の核兵器政策をやっと知ることができた。圧倒的多数の世論と政府の政策との間に、極めて大きな開きがある核軍縮の分野において、最大野党の政策が政権の政策とどこが違うのか判からないというのは、民主主義にとって異常な事態であった。それがやっと解消された。

政策の中味については、歓迎したい点(第一使用(先制使用)の禁止、東北アジア非核地帯、新アジェンダ連合との協力など)と、議論を深めたい点(核の傘、常設機関、国民会議など)がある。これらは別の機会に論じることとして、ここでは民主党に次の3点を要請したい。

1. 提案された核兵器政策について、内外のNGOと意見交換する機会を早急に作ること。
2. 今後の核兵器・核軍縮情勢を継続的に掌握する専門政策担当者を置くこと。市民やNGOとの意見交換を継続すること。
3. 政策を実践し、必要な更新を行うこと。その際、効果的であると期待されるときには、政党間協力を積極的に追求すること。

<衆議院>

2月28日(月)[予算委第一、三、五、七分科会]
2月29日(火)[予算委]
3月7日(火)[本会議]
3月8日(水)[内閣委][国家基本政策委]
3月9日(木)[本会議][災害対策特別委]
3月10日(金)、16日(木)、21日(火)[本会議]
3月14日(火)[本会議][科技委]
3月22日(水)[外務委]
3月23日(木)[本会議]
3月24日(金)[本会議][外務委][厚生委][沖縄・北方特別委]
3月28日(火)[本会議][法務委]
3月29日(水)[大蔵委][科技委][国家基本政策委]
3月30日(木)、31日(金)[本会議]

<参議院>

2月29日(火)[予算委]
3月1日(水)[予算委][国際問題調査会]
3月2日(木)[予算委]
3月3日(金)[予算委][憲法調査会]
3月6日(月)[予算委]
3月7日(火)[福祉委][予算委]
3月8日(水)[予算委]
3月9日(木)[総務委][外交・防衛委][文科委]

[産業委][予算委]

3月10日(金)[本会議][予算委][沖縄・北方問題特別委]
3月13日(月)[予算委][行政監視委]
3月14日(火)[総務委][外交・防衛委][文科委][労働委][産業委][交通・情報委][予算委]
3月15日(水)[総務委][外交・防衛委][文科委][産業委]
3月16日(木)[文科委][国土委][予算委][沖縄・北方問題特別委]
3月17日(金)[本会議][文科委][予算委]
3月21日(火)[総務委][外交・防衛委][文科委][産業委]
3月22日(水)[本会議][憲法調査会]
3月23日(木)[総務委][外交・防衛委][文科委][産業委]
3月24日(金)[本会議]
3月27日(月)[行政監視委]
3月28日(火)[総務委][法務委][外交・防衛委][文科委][産業委]
3月29日(水)[本会議]
3月30日(木)[外交・防衛委][福祉委][産業委][国土委]
3月31日(金)[本会議]

核の恐怖のない世界を 目指して

I

はじめに

(1)

1989年ベルリンの壁が崩壊し東西冷戦が終結したとき、人々は核の恐怖から解放される時が近いことを実感した。後に、1991年には米ソ両国はSTART I（第一次戦略兵器削減条約）に署名し、両国の戦略核兵器の核弾頭数を6000発に削減することに合意した。その後のソ連邦崩壊、ゴルバチョフ大統領失脚にもかかわらず、1993年には米露両国間で、2003年までに両国の戦略核弾頭数を3000～3500発に削減するとのSTART Iの枠組みが合意された。21世紀に向かって、核兵器の削減交渉が確実に進展することが期待された。

(2)

しかし今、世界が直面しているのはこのような期待とは逆に、核軍縮交渉の停滞であり、核拡散の危機である。ロシア議会では長期間にわたりSTART Iの批准を行なわず、また通常兵器による攻撃に対し戦術核の先

制使用によって反撃するとの戦略がロシア政府の中で唱えられている。最近のプーチン・ロシア大統領の核軍縮に向けての積極的アプローチは歓迎されるべきであるが、まだまだ不透明性を残している。米国上院はCTBT（包括的核実験禁止条約）の批准を拒否した。インド、パキスタン両国が1998年に核実験を実施したことは記憶に新しい。

これらの現象は、皮肉にも冷戦終結が超大国の全面核戦争による人類滅亡の危機に対する緊張感を失わせたこと、冷戦後の新秩序を創造するという建設的 idealism が、狭い意味での国益重視の「現実主義」に取って代わられたことに起因する。

(3)

NPT（核不拡散条約）無期限延長後5年ぶりに再検討会議が開催される本年は、このような世界の核軍縮・核不拡散に対する“逆流”を、再度核の恐怖のない世界への道へと戻すための、極めて重要な年である。今後の対応を誤れば、世界が核軍縮の停滞にとどまらず、NPT体制の弱体化を通じて核の無秩序な拡散に向かう可能性すら否定できない。民主党はこのような危機意識に立って、以下のとおり政策提言を行う。

II

核廃絶への道

(1) 核廃絶を求める理由

我々は核廃絶を究極的な目標とする。我々が核の廃絶を求める主な理由は以下の三つである。

第一に、核兵器は戦闘員と文民を区別しない無差別大量破壊兵器であり、国際人道法上認められない非人道的な兵器である。

第二に、ロバート・マクナマラ元米国防長官も述べているように、核兵器のような破壊力の大きい兵器を保有することは、人間が何らかのエラーを行なうことにより国家や人類の絶滅の危機に常にさらされていることになる。

第三に、日本は唯一の被爆国であり、核兵器使用の悲惨さを広島・長崎において現実に体験している。

(3) 核廃絶のプロセス

我々は核の廃絶は次の三つの具体的なプロセスを経て実現されるべきと考える。即ち第一段階として、米露両大国がSTART I、IIの速やかな批准、実施を経て、2010年までにそれぞれ1000発程度までの戦略核の削減の合意とその実行がなされることである。この間、他の核保有国は少なくとも核の保有数を増やさない義務を負うことは当然であり、とくに中国が核の削減に踏み切ることが強く求められる。

第二段階として、全核保有国が参加して、その全体の戦略核の保有数を1000発まで削減すべきである。実現の目標年度としては例えば2015年が考えられる。

核の廃絶はその後の第三段階に至り具体的目標となる。この第三段階における核の廃絶は、それまでの核の削減とは質的に異なる、より困難なプロセスであることは容易に想像できる。完全な廃絶に至るまではごく少数の核兵器を残すとともに、それを国際機関により管理するというプロセスも必要かも知れない。第二段階の実現が視野に入った時点で、廃絶に向かっての具体論を議論すべきであろう。

我々はいたずらに核の廃絶を唱えるだけでは問題の解決にならず、以上のような段階を経て、核廃絶という困難な目標に向かって核軍縮を着実に進めていくという姿勢が必要であると考える。なお、戦術核に関しては、その自国外配備の禁止、保有量の削減について早期に条約化するとともに、上記の第二段階の時点では全廃されることを目指すべきである。

(4) 常設機関の設置

国連は世界平和の維持・創造のための重要な機関であるが、国連のみで核の問題を扱うことにはいくつかの問題があることも事実である。とくに国連安全保障理事会の常任理事国はすべて核保有国であり、核保有国に対して核軍縮の責任を果すことを求める場としては最適とは言えない。将来的には核を保有しない国々を常任理事国に加えるとの改革をすすめることが必要であるが、直ちにこれらの安保理改革が実現するとは考えにくい。この改革が実現するまでの間、我々は常任理事国に対し、核の問題で拒否権行使することを自制するよう求める。また国連以外に核の問題を検討する場が必要と考える。

核軍縮と核不拡散の歩みを確実にするためには多くの検討課題がある。NPTの着実な実施に加え、兵器目的の核分裂物質の生産を禁止するカットオフ条約や核の先制使用の禁止条約の締結、非核地帯の拡大、非核保有国に対して核の使用・威嚇を行なわないこと、臨界前核実験の制限、警戒態勢解

除(デイ・アラーティング)などの注目すべき多くの提案がなされている。

これらはいずれも真剣に検討すべき価値のある重要な問題であり、恒常に検討し、提言を行ない、実施状況を監視するための常設機関が必要である。

我々はNPT再検討会議の場においてこのような常設機関の設置が決定されることを期待する。日本はこの機関実現のための財政負担の主要部分を担うとともに、日本国内への設置を歓迎する。

III

日本のなすべき事

(1) 日本の役割

日本は核の問題にどのような姿勢で取り組むべきか。まず確認されるべきは、核兵器という人類全体を滅亡に至らしめかねない非人道的兵器が廃絶に向かって確実に削減されること、核兵器を持つ国がこれ以上拡大しないことは、いずれも日本にとって重要な国益であるという事実である。

我々は核不拡散体制によって大きな安全保障上の利益を得ていることを認識すべきである。従って、日本の果すべき役割は核の拡散を防ぎ、また核軍縮を着実にすすめるためのリーダーシップを発揮することである。

(2) 核武装論について

日本が核武装することについて日本国内においても若干の議論がある。しかし日本が核不拡散条約を脱退し、核を持つことは、以下のように日本の安全にとり重大な脅威を招くこととなり明らかに国益に反する。第一に、国際的な孤立の道を選択することであり、経済制裁を招く可能性が大きいとともに、日米同盟が大きく揺らぐことも覚悟しなければならない。第二に、微妙なバランスの上にあるNPT体制を崩壊させる引き金になる可能性が高い。世界中に核保有国が存在するという悪夢を自ら招くことになる。第三に、少なくとも日本周辺国の核武装化のリスクや東アジア地域全体の緊張と軍備拡大を招くことになる。我々は偏狭なナショナリズムに基づく誤った核武装論に対し強く反対する。

(3) 非核三原則

「核は保有しない、核は製造しない、核を持ち込まない」という非核三原則は、国の方針として何度も確認されている。政府は、核を搭載した艦船等の日本への一時的な寄港や領海通過も「持ち込まない」ことに当然含まれており、日米安保条約に基づく事前協議があれば、それを拒否するとしてきた。近

年、一部において日米間でこれらの場合には事前協議の対象としないとの秘密合意があるのではないかとの指摘がなされている。政府はこのような秘密合意の存在を否定しているが、仮にも安全保障上の基本政策について国民が事実を知らされていないとすれば、問題は極めて重大である。我々はこの問題についてまず日米両国政府がこのような秘密合意が存在するのか否かについて責任をもって明確にすべきと考える。

今後の「持ち込み」の問題については、現時点において「持ち込み」の対象となるような核即ち米軍の戦術核は、アジアには存在しないとされており、また将来については、我々は戦術核の早期全廃を求める立場である。従って戦術核の寄港・通過が今後問題となるのは、極めて限られたケースであると思われる。しかしこのような限られたケースにおいてであれ、我々は米国政府との間で、核を搭載した艦船等の寄港・通過が日米安保条約に基づく事前協議の対象となることを改めて協議・確認することが重要であると考える。このような事前協議がもたれる場合においても、これを拒否することを原則にすべきである。

(4) 核の傘

日米同盟のもとで日本は米国の核の傘の下にあるとされている。言葉をかえれば、日本が国家存亡の危機にあるときに、米国が日本を守るために核兵器を使用するという選択肢がある、ということである。このことが、自らは米国の核で守られている日本に核不拡散を言う資格はないとの議論を生んでいる。

我々は現実に核を持つことと核保有国との間に同盟関係を持つことは質的にまったく異なることであると考える。ただし、どのような状況において米軍が核を使用する可能性があるのか、そしてその際に日本はあらかじめ協議を受けることが可能なのかといった点についての議論が、今までなされてこなかつたことは問題である。日本を守るために核が使用されることは、その核使用の結果として日本が核の攻撃を受ける可能性がある以上、日本の意向を無視して決定されるべきことではないと考える。

核兵器による威嚇や核兵器の使用のない世界を目指す以上、我々は米国が日本を守るために、米軍の保有する核を他国の日本に対する核攻撃に先立って使用することはないと(核の先制不使用)を日米間で合意すべきと考える。この合意は核の先制不使用を唱える中国を含めた三国間の合意とすることも考えられ、また将来の北東アジア非核地帯構想への発展の第一歩となることが期待される。

(5) 北東アジア非核地帯構想

我々は北東アジア非核地帯構想を提案す

る。即ち日本、韓国、北朝鮮が核兵器を開発、製造、保有、配置、使用しないことを約束するとともに、核エネルギーの平和利用を検証するための相互査察を行なうこととする条約の締結である。また米国、中国、ロシア等の核保有国にも、この地域における核の使用や核の威嚇を行わないことを認める旨議定書の締結を求ることすべきである。

これらの考え方の基礎となるものとして、既に1991年に「朝鮮半島の非核化に関する南北朝鮮の共同宣言」が確認された。また1994年の米朝合意においても、米国は北朝鮮に対して核兵器で威嚇したり核兵器の使用を行わず、北朝鮮は朝鮮半島の非核化を推進するとの方向での確認がなされている。

これらの合意を基礎としつつ、日本も含めた北東アジア非核地帯構想を実現することは、この地域の安定に極めて大きな貢献をなす。具体的な手順としては、正式の条約とするためには日朝間の国交正常化が前提となるので、先ず日韓両国が中心となって、北朝鮮、米国、中国、ロシアを加えた六カ国で、北東アジア非核地帯に関する共同宣言を行なうことを目指すべきである。この共同宣言がなされることは、日朝両国間の国交正常化交渉を推進する役割を果すことも期待される。

(6) 新たな協力関係の構築

以上の提案を実現するためには、国際的な協力が極めて重要である。まずスウェーデン、ニュージーランドなど「新アジェンダ連合」を中心とする非核保有国との緊密な協力が必要である。また、サミット構成国であり、核を持たないドイツ、カナダ、イタリアとの連携を重視しつつ、7月に予定される沖縄サミットにおいても、核軍縮・核不拡散の問題を積極的に議論すべきである。

核問題についてNGOの果す役割には非常の大きいものが期待される。とりわけ、「中堅国家構想(Middle Powers Initiative)」は対人地雷禁止条約実現と同様に、中堅国家とNGOとの連携による核軍縮を目指している。日本としても、また民主党としても核廃絶を展望しつつ、核不拡散・核軍縮を進める内外のNGOとの確かな協力関係を構築することが重要である。

日本は唯一の被爆国としての反核運動の歴史を持つが、現時点においては、核廃絶に向けての国民のエネルギーは分散し大きくなっている。我々民主党は、核問題に関する内外の議論を更に深めることと日本国民が核問題により大きな関心を持つことを期待しつつ、内外のNGOや核廃絶に向けての様々な運動との連携の場としての「核の恐怖のない世界を実現するための国民会議」の設置を目指す。

以上

新アジェンダ連合「作業文書」

NPT/CONF.2000/WP.3
2000年4月24日

2000年4月24日付けメキシコ外務大臣より再検討会議事務局長への手紙

私はブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ、スウェーデンの代表により提出された「核軍縮」と題する作業文書をここに謹んで伝達します。

この作業文書が核不拡散条約(NPT)締約国による第6回再検討会議の公式文書として回覧されれば幸いです。

(署名)ロザリオ・グリーン

ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ、スウェーデンの代表は、NPT第6条の核軍縮を達成する義務に関して、将来さらなる進展が求められるべき分野と手段を特定するものとして以下の文書を提案する。

核軍縮

NPT締約国の第6回再検討会議は、
NPTの前文と条文を再確認し、

1995年におけるNPT締約国の再検討・延長会議において採択された決定と決議の完全なる実施の重要性と現在もなお正当であることを強調し、

圧倒的大多数の国が、核兵器その他の核爆発装置を受け取ったり、製造したり、その他の方法で入手したりしないという法的拘束力をもった誓約を行ったことを念頭に置き、また、こうした約束は、核兵器国が誠実に核軍縮を遂行するという対応する法的拘束力のある誓約をしたという文脈においてなされたことを想起し、

国際司法裁判所の1996年の勧告的意見における全員一致の結論が、厳格かつ効果的な国際管理の下において、すべての側面での核軍縮に導く交渉を誠実におこないかつ完結させる義務が存在するとしていることを想起し、

条約の規定の厳格な遵守が、さらなる核兵器の拡散をいかなる状況下においても予防し、かつ条約の平和と安全への重要な貢献を保持するという共通の目的のために依然として重要であることを再確認し、

核兵器削減交渉が現在ゆき詰まっていることを懸念し、

保障措置のものに置かれていない核施設を操業し、NPTに加盟していない3つの国が核兵器の選択肢をひき続き保有していること、またその選択肢を否定していないことを懸念し、

対弾道ミサイルシステム制限条約(ABM条約)が、今なお戦略的安定のための基盤であることを強調し、またその締約国が

条約の統合性を保持する責任を強調し、

核兵器の廃絶にいたるまでのあいだ、安全保障政策における核兵器の役割を戦略的な安定を強化し、廃絶の過程を促進するような仕方で低下させることの重要性を強調し、

核兵器のない世界の維持のためには普遍的かつ多国家間において交渉された、法的に拘束力のある条約や、相互に補完し合う条約を組み合わせた枠組みの支えが必要であることを確認し、

条約によって核兵器のない世界を達成することに拘束されており、

条約の目的とあらゆる規定の完全なる実現と効果的な実施のために決意をもって動く必要があることを確認し、また、締約国が条約の下で義務の履行に関する説明責任を負うことを確認し、この目的のために次のことを行う。

1. 5つの核兵器国は、保有核兵器の完全廃棄を達成し、2000年から2005年の次の再検討期間において、加速された交渉により組み、NPT第6条の下ですべての締約国が誓約している核軍縮につながるような段階的手段を実行するという、明確な誓約を行ふ。

2. アメリカ合衆国とロシア連邦は、第二次戦略兵器削減条約(START II)を完全に実施し、START IIIの交渉を、早期締結に向けて、これ以上の遅滞なく開始することを約束する。

3. 核兵器国は、それぞれの核兵器の完全廃棄に至る過程に、5つの核兵器国すべてが早期に統合されるよう前進することを約束する。

4. 5つの核兵器国は、早期の中間的手段として、以下のことを約束する：

(a) 核兵器の使用を排除するように、核政策や核態勢を変更する；

(b) 完全な廃棄を待つあいだ、警戒態勢を解除し、輸送手段から核弾頭を取り外し、すべての核戦力を実戦配備から撤退させる；

- (c) 核軍縮の一環として戦術核兵器を削減し、その廃棄に向けて前進する；
- (d) 保有核兵器と核分裂性物質の保有量に関してより透明性を示す；
- (e) アメリカ合衆国、ロシア連邦、国際原子力機関(IAEA)の3者構想をさらに発展させ、5つの核兵器国すべてを同様な体制のなかに含め、兵器計画から核分裂性物質を不可逆的に除去することを確定的にする；
- (f) あらゆる核軍縮、核兵器削減、核軍備管理措置について、不可逆性の原則を適用する。

5. 締約国は、下記を達成することの重要性と緊急性に合意する：

- (a) 包括的核実験禁止条約(CTBT)の無条件かつ遅滞なき署名と批准。そして、条約が発効するまでの、核実験の一時停止の遵守；
- (b) 核不拡散と核軍縮の両方の目的を考慮し、非差別的で多国間の、また国際的かつ効果的に検証可能な、核兵器、その他の核爆発装置のための核分裂性物質の生産を禁止する条約と、条約が発効するまでのあいだ、核兵器、その他の核爆発装置のための核分裂性物質の生産の一時停止の遵守；
- (c) 軍縮会議(CD)において核軍縮を扱う任務をもった適切な下部組織の設立。

6. 締約国は、核兵器のない世界への重要な貢献として、関係する地域、特に中東や南アジアなど、緊張の高い地域における国家間において自由に合意された取り決めをもとに、非核兵器地帯を追求し、拡大し、設立することの重要性と緊急性に合意する。

7. 締約国は、NPTの非核締約国に対して、核兵器の使用、または使用の威嚇をしないことを効果的に保証するための国際的に法的拘束力をもつ条約を早期に交渉し、締結することの重要性に合意する。

8. 締約国は、まだNPTに参加していない国に対して、無条件かつ遅滞なく条約に加盟すること、非核兵器国として加盟する際に要求される、必要なすべての措置をとることを要求する。

9. 締約国は、保障措置のもとに置かれていない核施設を操業し、NPTに加盟しておらず、また核兵器の選択肢を否定していない3つの国に対し、核兵器のすべての開発と配備を追求することを明確かつ緊急に停止することを要求し、また、地域的あるいは国際的な平和と安全や、核軍縮や核の拡散を防ぐための国際社会の努力を害するような行為をしないことを要求する。

(訳：田辺俊明、梅林宏道) □

■ 極秘電報が暴く 米空母母港史の真相

民は之を知らしむべからず

梅林宏道

米空母の横須賀母港を巡る日米交渉の3年間を、機密解除された1970年—73年の米国務省公文書によって調査した。調査によって明らかになった母港化の歴史の真相は、母港化そのものの正統性を疑わせるものである。危惧されている原子力空母の母港化を阻止する一助となることを願って、欺瞞の歴史を明らかにする。

前回までの内容：

- ◆覆った横須賀撤退の決定
- ◆予算逼迫の米軍
- ◆横須賀から撤退し佐世保に集約
- ◆原潜修理に6号ドックの継続使用
- ◆佐藤・モーラー会談
- ◆空母一隻の佐世保母港
- ◆海軍の右手は左手を知らない
- ◆ブロウイン調査団
- ◆横須賀の住宅は十分
- ◆マスコミを利用？
- ◆横須賀を再び主要作戦港に

IV 操られる情報：隠蔽と歪曲と誇張（上）

■ 利用された佐藤首相

日本政府が空母母港を最終的に受け入れるまで、情報がさまざまに操作された。これまでの記述のなかで、佐藤首相の発言の扱いはそれを象徴するような例であった。いったん最高レベルの会議で決定し、共同声明まで発した横須賀撤退方針を覆すために、佐藤首相の発言が、米国内政治の舞台回しにフルに利用されたのである。

71年1月16日の佐藤・モーラー（統幕会議議長）会議のことはすでに書いた。そのときに、佐藤首相が「横須賀を米軍が保持し続けて欲しい」と述べたという言辞をこれまでの交渉を反古にするきっかけとした。

「明らかに、佐藤・モーラー会談が手がかりになる」とマイヤー駐日大使は、対策を練る冒頭に述べている⁽¹⁾。約1ヶ月後、安川外務大臣官房長が「佐藤首相がモーラー提督との協議のときに、緊急時に米軍が使用できるなど、横須賀を軍事的に効果的に使えるようにしておくことの重要性を強調しただけであって、米海軍の横須賀での活動を縮小する計画を変更することを意図したものでは決してない」⁽²⁾とマイヤー大使自身に修正しているが、そのときはすでに遅かった。米国内では「首相の意向」、「首相の真意」と、葵の御紋のようにして、方針転換の意思統一を遂げる道具として一人歩きしていた。

マイヤー大使は「首相の関心があれば、（横須賀の継続使用は）政治的に可能であり、多分、日米協議の副産物として

扱えるだろう」⁽³⁾と述べ、国務省のブラウン東アジア担当は「佐藤首相の要請とあらば、長期的には佐世保に集約する方が得策であったとしても、横須賀の保持は可能であると思う」⁽³⁾と述べるありさまであった。

いっぽうで横須賀の民間利用の話が進むという現実のなかで、在日米軍や大使館筋は「日本のトップの意向」のレトリックと現実が合致していないことを認識していた。しかし、米国内では第7艦隊佐世保移転の日米共同声明を準備する訓令（71年3月11日）においても、「米海軍が横須賀に延長して滞在することに日本政府が興味を示し、相互利益の観点からこのことについての共同声明を発表することを求めていることに鑑み、米国防長官は海軍が横須賀に継続滞在することを承認した」⁽⁴⁾と述べていたことは、前回紹介した通りである。

■ 母港情報の伝達

ここで、空母の海外母港の計画、そして日本への母港計画、がどのように秘匿され、どのように伝達されていったか、大きな流れを整理しておこう。

1. 米軍内部での検討段階

70年7月1日にエルモ・R・ツムワルト海軍大将が、米海軍軍人の最高位である海軍作戦部長に就任したときから、ニクソン・ドクトリンのもとにおける空母海外母港の構想が検討され始めた。残念ながら、今回筆者が調査した国務省文書のなかには、この内部検討に関する直接

の情報は含まれていない。

2. 米国務省・大使館の検討段階

71年1月18日には、国務省・国防省連名で日本大使館宛、日本への空母母港を検討中であることを伝えた⁽⁵⁾。したがってそれよりも早い時期、つまり71年初頭には、国防省から国務省に対して協議を申し入れていたと考えられる。日本大使館は、意見を求められたが、日本政府には伝えないよう訓令された。

空母母港の可能性を意図的に隠して、横須賀の継続使用の対日交渉が行われた。在日米海軍にすらそれを知らせない方針が出された⁽⁶⁾。

3. 日本への伝達の段階

71年7月、来日したレアド国防長官が、中曾根防衛庁長官に、空母の横須賀母港を検討中であると伝えた。話題提示の形をとっているが、実際には国防長官は、大使館に日本側の反応を打診するよう求めた⁽⁷⁾。また、母港の可能性を防衛庁長官に伝えたことを、大使館が外務省にも伝えている⁽⁸⁾。

ただし、この段階では日本で報道は一切行われなかった。

4. 新聞報道で市民が知る段階

日本の市民が、空母の母港の可能性を知ったのは、71年12月16日付『ニューヨーク・タイムズ』紙の記事によってであった。日本政府は、国会で非公式の打診があったことを認めたが、正式の申し込みはないと強調した。

5. 米政府から日本政府へ正式要請

母港の要請が米政府から日本政府に對して正式に行われるのは、付隨する諸問題がすべて水面下の折衝で解決してからであった（72年11月15日）。日本政府の承諾の回答は11月30日に行われた。その直前には、外務省から横須賀市長に、母港の正式の打診があり（72年11月5日）、市長は受入れを11月21日に回答した。⁽⁹⁾

文献：

- (1) 1971.1.20 マイヤー駐日大使から国務省。東京543。極秘。
- (2) 1971.2.18 マイヤー駐日大使から国務省。東京1413。極秘。
- (3) 1971.1.22 国務省ウインスロップ・ブラウン東アジア担当から国務次官へ。極秘。
- (4) 1971.3.11 在日米大使館への国務省・国防省合同メッセージ。国務省040995。極秘。
- (5) 1971.1.18 在日米大使館への国務省・国防省合同メッセージ。国務省009367。極秘。
- (6) 1971.1.19 国務省アレクシス・ジョンソン国務次官からマイヤー駐日大使アイズ・オンリー。国務省009045。極秘。
- (7) 1971.7.11 米大使館から国務省。東京6720。指定不明。
- (8) 1971.7.16 マイヤー駐日大使から国務省。東京6966。極秘。

あなたの地域で核軍縮セミナーを開きませんか

NPT再検討会議の前半には、ピースデポから梅林宏道と川崎哲が参加しました。梅林はいったん帰国後、会議終盤を再びウォッチしに行ってます。これらのとり組みを通じて得られた最新情報を多くの方々に知っていただきたいと思います。

数人規模でも歓迎です。規模を問わず、地域でセミナーを主催していただけの方、そうした希望をお持ちだが方法がわからないという方、事務所までご一報ください。講師を派遣します。(財政などは応相談。)

日誌

2000.4.6~5.5

(作成:吉澤庸子、笠本丘生、松永勝利)

ABM=対弾道ミサイル・システム／CTBT=包括的核実験禁止条約／NMD=国土ミサイル防衛／START=戦略兵器削減条約／TMD=戦域ミサイル防衛／WP=ワシントンポスト紙

●4月6日 米エネルギー省、通算11回目の未臨界実験実施。

●4月11日 中国外務省報道局長、ユーゴーの中国大使館爆撃以来凍結されている大量兵器不拡散に関する米との交渉再開で同国と合意。

●4月11日 米のミサイル専門家ら、NMDは効果ないことを協調する報告書を発表。

●4月12日 米エネルギー省、核兵器製造に伴う放射線被ばく労働者に対し、政府の責任を初めて認め、国家補償を行なうと発表。

●4月12日 米国防長官、湾岸協力会議6ヶ国を訪れ、中東にTMDを売り込む歴訪終了。

●4月13日 共産党、1960年の日米政府間での核兵器の日本持込をめぐる密約を示す米政府の公文書を入手したとして資料公開。

●4月14日 口下院、調印から7年ぶりにSTART IIの批准承認。97年の米口合意文書も同時承認。

●4月15日 ロ大統領代行、「米がABM制限条約を離脱するなら我々が今不要と見なす兵器の位置付けを変更する」と述べる。

●4月15日 米大統領、ロ次期大統領との電話会談で沖縄サミット前に初の首脳会談を行なうことで合意。START IIIの本格交渉開始の意向。

●4月18日 民主党、核政策発表。第一不使用、北東アジア非核地帯構想など盛り込む。(本誌参照)。

●4月21日 ロシア下院、CTBT批准承認法案を賛成298、反対74、保留3で可決。

●4月21日 ロシア大統領代行、新「軍事ドクトリン」に署名。非核兵器国の通常兵器による侵略に對しても核兵器使用の権利を明示。

●4月24日 第6回NPT再検討会議、ニューヨー

HP情報

●ピースデポのホームページに、日本の最新NGO情報を英語で掲載しました。

(<http://www.jca.apc.org/peacedepot/english.html>)

●広島平和研究所がNPT会議の速報を、ホームページで公開しています。

(<http://serv.peace.hiroshima-cu.ac.jp>)

●NPT会議の公文書原文が英米安全保障情報評議会(BASIC)のホームページで入手できます。

(<http://www.basicint.org>)

●4月21日 那覇防衛施設局は嘉手納飛行場など4施設の一部土地の暫定使用継続に向けて、法務局に供託手続きを取った。

●4月24日 1995から96年に在沖米軍が鳥島射爆撃場で劣化ウラン弾を誤発射した問題で、科技庁・外務省は県に、「健康への影響なし」と報告。

●4月26日 名護市内で白骨化した米軍兵士の遺体3体が見つかる。同市には、1945年女性に暴行した米兵を住民が殺害した事件が伝わる。

●4月27日 在沖米海兵隊の水陸両用車6台が宜野座村松田沖のキャンプ・シュワブ制限水域の外を事前通告なしに航行した。

●5月2日付 跡利用計画が宙に浮いていた旧米軍恩納通信所跡地の1部に郵政省通信総合研究所の移転が固まった。

●5月3日 米ホワイトハウスは7月の主要国首脳会議(サミット)で、クリントン大統領が沖縄滞在中に県民と交流する催しの開催を明らかにした。

●5月4日 水陸両用車が制限水域外で宜野座村の漁場を荒らした問題で、米海兵隊報道部は航行ミスを認めた。

◇◇◆◇◇

核廃絶

くわしく知るための読本

注文はピースデポまで

●『核兵器廃絶への新しい道』

(ロバート・グリーン著、梅林宏道訳)
1999年／高文研／本体1300円(ピースデポ会員1000円)

核兵器をめぐる新しい危機的状況や新アジェンダ連合登場の意義、NGO「中堅国家構想」の動きなど、最新の状況概観するための手頃な読み物。

●『核軍縮と非核自治体・1999』

(梅林宏道・前田哲男監修)
1999年／ピースデポ／1500円(ピースデポ会員1000円)

最新のキーワードを正確な情報で解説する座右の書。豊富な資料が、毎年アップデータされ多く差し替えられる年鑑。1998年版も残部があります。

ピースデポの会員になって下さい。

会員には、『モニター』と『会報』が郵送されるほか、情報の利用にあたって優遇されます。(会員種別、会費、手続については、お問い合わせ下さい。)『核兵器・核実験モニター』の購読のみも可能です。

宛名ラベルメッセージについて

- 会員番号(6桁):会員の方に付いています。
- 「(定)」:会員以外の定期購読者の方。
- 「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」:入会または定期購読(年5,000円)の更新をお願いします。
- メッセージなし:贈呈いたしますが、入会を歓迎します。

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデポ)、川崎哲(ピースデポ)、青柳絢子、池田佳代、笠本丘生、北木隆太、佐藤毅彦、田辺俊明、津留佐和子、中田眞里子、松永勝利、村上由美、吉澤庸子、梅林宏道